

令和 8 年 3 月 23 日
総務部 市町村課
環境生活部 暮らし安全推進課
043-223-2145

香取地域における消費生活相談業務にかかる広域連携 に関する協定式の開催について【取材の案内】

香取地域での専門的かつきめ細かな消費生活相談対応を更に推進するため、消費生活相談業務にかかる広域連携を令和8年4月からスタートするにあたり、知事が立ち合い、香取4市町長による協定式を開催します。

1 協定概要

平成31年から香取市及び東庄町で締結する協定に基づき、東庄町に居住する住民から寄せられる消費生活相談を、香取市消費生活センターで対応し、東庄町が香取市に対し負担金を拠出する仕組みが存在する。

これを神崎町及び多古町に拡大することで、香取4市町全域での専門的かつきめ細かな消費生活相談対応を実現させるもの。

2 開催日時

令和8年3月30日（月）14：30～15：00

3 開催場所

県庁1階 多目的ホール

4 協定式の出席者（予定）

香取市長	伊藤	友則
東庄町長	岩田	利雄
神崎町長	椿	等
多古町長	平山	富子
千葉県知事	熊谷	俊人

5 式次第

①出席者紹介、②出席者あいさつ、③協定書署名、④写真撮影、⑤取材対応

6 取材

取材を希望される方は、自社腕章を着用のうえ開始5分前までに会場へお越しください。

また、会場では係員の指示に従っていただくようお願いします。

【参考】本協定への県の関与

令和7年10月に公表された「千葉県総合計画 ～千葉の未来をともに創る～」において、市町村との連携強化を打ち出し、市町村間の広域連携や県による市町村業務の補完・支援など、多様な手法の中からこれまでになかった取組を検討していくこととしている。

これを踏まえ、本取組は、市町村間での広域連携として県が仲介役となり、調整を進めてきたもの。